

- 【1】大学の教育研究上の目的に関すること。（第1号関係）
 【2】教育研究上の基本組織に関すること。（第2号関係）

1. 芦屋学園短期大学のあゆみ

昭和11年8月	財団法人芦屋啓成会 設立認可
昭和12年4月	芦屋高等女学校 開学
昭和22年3月	私立学校法施行により財団法人芦屋啓成会を学校法人芦屋学園に改組
昭和22年4月	学制改革により芦屋女子高等学校・芦屋女子中学校として発足
昭和26年4月	芦屋女子高等学校に専攻科を設置
昭和35年4月	芦屋女子短期大学 家政学科を設置
昭和37年4月	芦屋女子短期大学 家政学科に専攻科を設置
昭和43年4月	芦屋女子短期大学 英文科及び幼児教育科を設置 家政学科、英文科、幼児教育科の3学科体制に
昭和44年4月	芦屋女子短期大学 英文科を英文学科、幼児教育科を幼児教育学科に名称変更 家政学科、英文学科、幼児教育学科の3学科体制に
平成16年3月	芦屋女子短期大学 英文学科を廃止
平成17年4月	芦屋女子短期大学 文化福祉学科を設置 家政学科、幼児教育学科、文化福祉学科の3学科体制に
平成17年4月	芦屋女子短期大学 家政学科に調理師養成課程を付設
平成19年3月	芦屋女子短期大学 家政学科の専攻科を廃止
平成19年4月	芦屋女子短期大学 家政学科を生活創造学科に名称変更 生活創造学科、幼児教育学科、文化福祉学科の3学科体制に
平成23年3月	芦屋女子短期大学 文化福祉学科を廃止
平成23年4月	芦屋学園短期大学に名称変更 生活創造学科、幼児教育学科の2学科体制に

2. 建学の精神・設置学科と教育研究上の目的

芦屋学園短期大学

建学の精神

人それぞれに天職に生きる

実践綱領

独立と自由・創造と奉仕・遵法と敬愛

芦屋学園短期大学の教育目的

「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもと、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い教養と総合的な判断力および実際の職業生活に必要な能力を培い、良き社会への貢献者の育成を目的とする。

2年間の学生生活で培う力

「Ashiya ABC Abilities」

生活創造学科

人材養成および教育研究上の目的

建学の精神に基づき、生活の社会的、文化的および環境的背景を理解し、生活を豊かに創造できる21世紀社会の一員を育成することを教育の目的とし、生活の向上・発展に寄与する学際的研究に取組み、研究成果を積極的に社会に還元することを研究の目的とする。

カリキュラム・ポリシー	「ライフキャリアをデザインする力」
授与される学位	短期大学士「家政」
教育課程の編成	食の分野、福祉の分野、ビジネスキャリアの分野
取得できる免許等	調理師・介護職員基礎研修・情報処理士・ビジネス実務士

幼児教育学科

人材養成および教育研究上の目的

乳幼児期の心身の発達に対応ができる豊かな人間性と確かな専門性を身につけた保育士および幼稚園教諭の養成を目的とし、保育者養成や幼児教育における課題に取組み、その研究成果を地域社会に還元することを研究の目的とする。

カリキュラム・ポリシー	「自己実現力」
授与される学位	短期大学士「幼児教育」
教育課程の編成	幼稚園教諭養成規程・保育士養成課程
取得できる免許等	幼稚園教諭二種免許状・保育士・児童厚生二級指導員 幼児体育指導員初級